

## 消防団水防団応援事業所 登録募集について

～「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」（インセンティブ制度）～

岐阜県では、平成26年度より「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度（インセンティブ制度）」を実施します。

この制度は、岐阜県全域において、消防防災活動をはじめとする地域の安全、安心のために活動する消防団員、水防団員（以下、「団員等」）を地域のお店や事業所等が一定のサービスを通じて応援する気運を高め、消防団等を地域を挙げて盛り上げていくことを目的としています。この目的に御賛同いただいた地元の店舗や施設（以下、「応援事業所」）の御協力のもと、団員等を対象に割引サービスや特典を提供していただく制度です。

上記の趣旨に御賛同いただき「応援事業所」に、御登録いただける店舗や施設を募集します。御登録いただける方は、下記を御確認いただき、登録申込書に必要事項を御記入のうえ、御提出ください。

### ◆ 応援事業所登録方法 ◆

登録申込書に必要事項を記入のうえ下記まで御提出ください。

岐阜県危機管理部消防課 宛

FAX 058-278-2549

電子メール [c11193@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11193@pref.gifu.lg.jp)

### ◆ サービス等の内容 ◆

県内の団員等を応援するという本制度の趣旨により、提供いただけるサービス等の内容、対象者等は、参加店舗等の御判断で独自に設定していただき、事業所の意思に委ねるものとしています。

団員等を応援していただけるサービス等であれば、どんな些細なサービス等の内容でもかまいません。サービス等の内容の例については、下表を参考願います。

例) 提供いただけるサービス等の内容

	サービス等の内容	対象者	備考
例1	購入金額の〇〇%割引	団員ステッカー提示者のみ	一部商品を除く
例2	全品50円引き	団員ステッカー提示者1名につき、その家族2名まで	他のサービス券等の併用不可
例3	ドリンク1杯をサービス	団員ステッカー提示者のみ	〇〇地域の団員に限る
例4	消防団員応援ポスターを店頭に掲出	—	—

※ サービスの提供は県域全部の消防団員、水防団員を対象としますが、「サービス対象を地域の消防団員のみ限定してサービスを提供したい」と希望する事業所がある場合、登録申込用紙の備考欄にその旨を記載してください。

※ 本制度は、各応援事業所様の御厚意により成立している制度であり、応援事業所への御登録やサービスの提供に対して、県から費用補てん等はありませんので、御了承ください。

◆ お問い合わせ先 ◆

登録に際しての御不明な点等は、下記へお気軽にお電話ください。

岐阜県危機管理部消防課

TEL：058-272-1122 FAX：058-278-2549

電子メール [c11193@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11193@pref.gifu.lg.jp)

ホームページ 岐阜県庁ホームページ <http://www.pref.gifu.lg.jp/>